

第3回 沼田市農業委員会総会議事録

・日 時 令和 6年 3月5日 (火) 午後1時30分

・場 所 沼田市役所 4階 庁議室

・出席委員

1番 富 沢 誠 司	2番 星 野 広 之
3番 都 所 一 郎	4番 遠 藤 由 理 子
5番 阿 部 喜 一 郎	
7番 木 内 和 男	
9番 小 林 秀 一	10番 小 林 喜 久 代
11番 金 井 繁 行 (会 長)	12番 高 井 人 士
13番 千 明 忍	
15番 小 林 由 喜 子	

・欠席

6番 阿 部 純 子	8番 生 方 大 助
------------	------------

・遅刻

14番 赤 石 初 雄

・早退

なし

・農業委員会事務局職員

事務局長	大 竹 光
事務局次長兼農地係長	生 方 和 明
主 査	宮 下 和 哉
主事補	石 坂 万 陽

・会議の概要

- 事務局長
1. 開会前 午後1時30分
開会前に本日の委員出席状況をご報告いたします。
本日の会議に 6番 阿部純子委員、8番 生方大助委員から欠席の届出が、14番 赤石初雄委員から遅刻の届出がございました。
在任委員15名中現在の出席委員は13名でありまして、関係法規に基づく総会の成立要件を満たしておりますのでご報告いたします。
はじめに、金井会長よりご挨拶をいただき引き続き進行をお願いいたします。
- 議長
(金井会長)
2. 開会及び会長あいさつ 午後1時30分
3. 議事録署名委員の指名について 午後1時31分
まず、議事録署名人の指名を行います。
沼田市農業委員会会議規則により、議長において5番 阿部喜一郎委員、7番 木内和男委員の両名を指名いたしますのでよろしく願いいたします。
4. 諸般の報告 午後1時32分
議案審議に先立ち、事務局より農地法に基づく諸般の報告をさせます。
事務局より順次、報告をお願いします。

下記について報告
(1)農地法第3条の3の規定による届出について
(2)農地法第18条第6項(合意解約)について
(3)農地に該当しないことの証明について
(4)群馬県農業委員会ネットワーク機構に関する意見聴取結果について

これで諸般の報告事項は全て終了いたしました。
- 議長
5. 付議事件 午後1時35分
議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 4件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。審議に入ります。
ただいまの説明に対してご質問・ご意見等ございましたら手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

3番

4番

無いようですので、お諮りいたします。
議案第10号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第10号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。
次に議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 1件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。
ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。
議案第11号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第11号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。
次に議案第12号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」を議題といたします。
議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

議案説明 2件

事務局員

(議案内容説明)

議長

説明が終わりました。それでは審議に入ります。ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

まず1番

2番

無いようですので、お諮りいたします。
議案第12号については、申請のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

「異議なし」と認めます。
よって、議案第12号「農地法第5条第1項の規定による計画変更申請について」は、申請のとおりこれを認めることと決定いたします。
次に議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請につい

て」を議題といたします。

なお、8番の案件は農業委員会等に関する法律第31条で定める議事参与の制限に当たりますので、はじめに8番を除いて審議を行います。

議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長 説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

ここで、提出された9番の案件については3番 都所一郎委員が現地調査を行っておりますので報告をお願いします。

3番委員 先日、推進委員及び事務局職員と現地調査を行いました。特段の問題は無いかと思われま。

議長 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご意見ご質問等ありましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので審議に入ります。まず1番

2番

3番

4番

5番

6番

7番

9番

議長 無いようですので、お諮りいたします。

議案第13号については、8番を除いて申請書のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、8番の案件を除いて申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

続きまして、8番の案件の審議に当たり、ここで議長を遠藤職務代理と交代いたします。

職務代理
(4番委員) それでは、8番の案件のみ金井会長に代わって議長を務めます。8番の案件の審議になりますが、農業委員会等に関する法律第31条で定める議事参与の制限に当たりますので、11番 金井繁行会長の退席を求めます。

(金井会長退席)

議長
(職務代理) それでは、8番の案件について審議をお願いいたします。議案の朗読を省略し、事務局より説明させます。

事務局員 (議案内容説明)

議長
(職務代理) 説明が終わりました。審議に入ります。ご意見等ございましたら、手を挙げて議席番号を告げた後、発言をお願いいたします。

無いようですので、お諮りいたします。

議案第13号の8番の案件については、申請書のとおりこれを認めることにご異議ございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。

よって、議案第13号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の8番の案件については、申請のとおりこれを認め、許可することと決定いたします。

ここで、11番 金井繁行会長の入室を認めます。

(金井会長入室)

議長

(職務代理)

以上で、議案の審議はすべて終了しました。議長を交代します。

審議終了 午後1時59分

6. 協議事項

- (1) 沼田市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」の確認について
- (2) その他

7. 連絡事項

- (1) 令和6年度総会等日程表について
- (2) 全国農業新聞に係る普及奨励金について
- (3) 農業委員OB会ゴルフへのお誘いについて
- (4) 行事予定について
- (5) その他

8. 閉 会

終了 午後2時45分